

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会 報

第76号

発行 (公社)滋賀県生活環境事業協会
栗東市安養寺7丁目1番25号
ウインドワードTビル3F
電話(077)554-9271
FAX(077)554-9293
E-mail: info@s-seikan.or.jp
URL: http://www.s-seikan.or.jp/
発行日 平成30年1月26日



2018年 新年のあいさつ

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会 長 安 田 全 男

皆様方には、ご家族や関係の皆様共々に、輝かしい新春を健やかに迎えただいたこととお慶び申し上げます。

また、旧年中の皆様のご協会の活動に対するご支援に厚く御礼申し上げます。

さて、県では、琵琶湖新時代の幕開けとして、国連の「持続可能な開発目標」SDGsを掲げ、人口減少や災害多発社会における持続可能な発展に積極的に取り組んでおられるところです。

浄化槽の存在価値は、まさにこの人口減少社会や増加する災害対策においてこそ益々高まるものと確信します。

さらに、県民皆様の将来負担の軽減を深く考慮するとき、「持続可能な開発目標」に照らした合併処理浄化槽をはじめとする汚水処理施設の適切な選択(ベストミックス)が、今後も厳しく求められるべきものと考えます。

こうしたことから当協会といたしましても、県のSDGsの取組に呼応し、職員一丸となって、浄化槽の適正施工、維持管理および法定検査業務等を通じて県内の生活排水対策の一翼を担い、もって公益社団法人としての社会的責任を引き続き果たしてまいりたい所存です。

結びに、どうか今年も皆様のご指導ご鞭撻を賜りますよう衷心からお願い申し上げ、新年にあたりましての御礼とお願いのあいさつとさせていただきます。



新年のあいさつ



滋賀県知事 三日月 大造

あけましておめでとうございます。

平成30年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

貴協会ならびに会員の皆様方には、日頃から浄化槽の法定検査をはじめ、製造、施工および保守点検・清掃の全般にわたり御尽力いただくなど、公共用水域の水質保全や県民の生活環境の向上に重要な役割を担っていただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

近畿1,450万人のいのちの水源である琵琶湖を預かる本県におきまして、公共用水域の水質保全を大変重要な課題と捉えており、これまでから地域の実情に沿った生活排水対策に力を入れてまいりました。平成28年度末の汚水処理人口普及率は98.6%で全国第3位と高い普及率ですが、さらなる普及率の向上に努めております。

本県としましては、昨年3月に改訂した「滋賀県汚水処理施設整備構想」に基づき、汚水処理人口普及率100%を目標に、今後も県内市町とともに汚水処理施設の整備と適正な運営管理を進めてまいります。

下水道と並ぶ浄化性能を持つ効率的な汚水処理施設である浄化槽を正しく機能させるためには、保守点検・清掃・法定検査などの適正な維持管理が不可欠であり、すべての浄化槽が適正に維持管理されるよう、特に法定検査のうち11条検査の受検率向上が求められているところです。

今後とも貴協会、市町との連携により、浄化槽の適正な維持管理の促進に努めてまいりたいと考えておりますので、一層の御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、本県では、昨年3月に策定した「琵琶湖保全再生施策に関する計画」に基づき、侵略的外来性水生植物の繁茂対策やアユ漁の回復に全力で取り組むことをはじめ、林業の成長産業化に向けた取組など琵琶湖を守り、活かす取組を着実に進めているところです。

本計画を契機として、昨年からは琵琶湖を真ん中に自然と共に生き、人と人が支え合う私たちの営みを未来につなぐ「琵琶湖新時代」を皆様と一緒に進めていこうと取り組んでいます。引き続き、御理解と御協力をお願い申し上げます。

本年が公益社団法人滋賀県生活環境事業協会ならびに会員の皆様にとって、大いなる発展の年となりますことを心より祈念いたしまして、新年の御挨拶といたします。

（全国浄化槽大会で中村副会長が表彰されました）

平成 29 年 10 月 2 日 (月) に東京・飯田橋のホテルグランドパレスにおいて第 31 回全国浄化槽大会が開催されました。

毎年 10 月 1 日は「浄化槽の日」で、浄化槽に関する諸制度を整備した「浄化槽法」が昭和 60 年 10 月 1 日に施行されたことを記念して設けられました。

当日は、「浄化槽適正整備推進決議」の採択、浄化槽功労者の表彰、記念講演などが行われました。

表彰では、当協会副会長で(株)日映志賀代表取締役の中村隆氏が環境省環境再生・資源循環局長表彰を受賞されました。ご功績をたたえ、今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

また、「浄化槽の日」実行委員会では毎年「浄化槽の日」標語を募集していますが、多くの標語の中から以下の標語が今年度入選されました。(全浄連HPより)

【最優秀賞】

次世代へ 水の架け橋 浄化槽

【優秀賞】

地震国 日本の備え 浄化槽 (一般の部)

浄化槽 ここから始まる 水物語 (一般の部)

次世代の 環境守る 浄化槽 (一般の部)

浄化槽 日本が誇る 技術力 (一般の部)

水のリレー自然へつなぐ浄化槽 未来へ渡そうきれいなバトン
(学生の部 小学校 4 年生)



【受賞された中村隆副会長】



三日月知事に要望しました

滋賀県の平成30年度予算編成にあたり、新年1月9日に知事室において三日月大造知事に要望を行いました。

当日は、協会から安田会長、北川副会長、宮下副会長、中村副会長、長谷川理事、矢野理事、鈴木理事、崎山常務理事が出席し、県当局から琵琶湖環境部循環社会推進課の三橋課長、柴田主査が同席されました。

メーカーや浄化槽工事業、保守点検業それぞれの立場から、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への早期転換を図るための支援や市町における浄化槽整備計画を含む生活排水処理基本計画の見直し、災害時対策における浄化槽の活用などを強く要望しました。

その後の意見交換で、知事からは「合併処理浄化槽をはじめとする生活排水処理施設のベストミックスの追求には、合併処理浄化槽への転換も含めた地域に合った処理施設を整備していくこと。また、法定検査の受検率向上には啓発など市町と連携して進める必要がある。」との認識が示されました。

また、今年度、当協会が事務局となり取り組んでいる「浄化槽適正管理に関する検討ワーキンググループ」で合意が得られた場合、次年度は県、滋賀県浄化槽設置推進協議会、業界団体を含む浄化槽関係機関四者による「対策協議会」を設置していくことについて、知事から「一緒にやっていきましょう。」と心強い言葉をいただきました。

要 望 書

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会は、浄化槽法に基づき滋賀県知事の指定（昭和60年10月11日付）を受けた本県唯一の指定検査機関として、琵琶湖をはじめとする公共用水域等の水質保全のため、法定検査を主事業に浄化槽の適正な維持管理の推進に努めているところです。

合併処理浄化槽は、平成18年2月の浄化槽法の一部改正により「公共用水域等の水質保全」に有効な公益性の高い施設として、下水道並みの水処理能力を持つ生活排水処理施設に位置づけられました。

公共下水道の普及と相まって、浄化槽は減少の一途をたどっていますが、現在もなお滋賀県内には3万数千基に及ぶ浄化槽が県民の快適な生活を支えており、その優れた性能を十分に発揮させるために、関係法令に基づいた適正な維持管理が徹底されなければなりません。

県におかれては、過日、三日月知事を先頭に「琵琶湖新時代」の幕開けを期すべく、持続可能な地域社会の実現に向けて、滋賀のSDGs（持続可能な開発目標）に取り組むこととされたところです。

当協会としても、この滋賀のSDGsへの取り組みに呼応して、浄化槽の適正な施工と維持管理の取り組みとともに、法定検査業務を通じて、県内の生活排水対策の一翼を担い、社会的責務を果たしてまいりますので、今後とも格別のご支援・ご指導をいただきますようお願いいたします。

つきましては、県財政の厳しい中ではありますが、次の事項について要望いたしますので何卒ご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成 30 年 1 月 9 日

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

《要望事項》

1. 協会運営に対する支援について
2. 「浄化槽整備区域」の設定について
3. 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への早期転換を図るための支援について
 - (1) 合併処理浄化槽への転換の啓発
 - (2) 合併処理浄化槽への転換に伴う助成策の充実
4. 浄化槽の適正な維持管理（保守点検、清掃および法定検査）の徹底について
 - (1) 法定検査の受検率向上のための方策
 - (2) 浄化槽の維持管理助成に係る予算の確保



【要望書を知事に手渡す北川光明副会長ほか出席者】

平成30年度 定時総会を 5月24日(木)に開催します

平成29年11月21日(火)に守山市のライズヴィル都賀山に於いて第18回理事会を開催しました。当日の議題は次のとおりです。

(1) 職務の執行状況について

①浄化槽の適正管理に向けた取り組みについて

②自由民主党への要望について

③浄化槽の日関連事業について

浄化槽フェア（ひこねエコフェスタ2017）

④職員給与規程の一部改正（案）について

(2) 予備審査・法定検査の進捗状況について

(3) 知事要望について

(4) 今後の役員会等の日程（案）について

(5) 本年度の啓発の取り組みについて

職務の執行状況について、安田会長より次のように報告がありました。

○県、市町、滋環協、当協会を構成員とした「浄化槽適正管理に関する検討ワーキンググループ」を設置し、第1回会合で未管理浄化槽の把握、啓発・指導等に関する多くの課題解決に向けた関係機関の連携の必要性が共有できたこと、また第2回会合では、諸課題の具体的な解決策を検討することとしており、翌年3月の第3回会合では来年度における本格的な対策協議会の設立に向けた協議を行いたい。

○自由民主党への要望活動を行い、「この要望をしっかりと県の方に伝え、支援していく。」との回答を得た。

続いて、崎山常務理事から浄化槽フェアについて、本年度も滋賀県立大学で行われた彦根市主催の「ひこねエコフェスタ2017」に参画し、彦根市浄化槽業者協議会と連携して浄化槽の普及啓発に取り組んだことが報告されました。

また、10月末現在の予備審査件数・法定検査実施件数を報告し、いずれも了承されました。

なお、今後の役員会等の日程の中で、平成30年度の定時総会は平成30年5月24日(木)に開催することが決定されました。

さらに、本年度の啓発の取り組みについて、安田会長から「浄化槽適正管理に関する検討ワーキンググループにおいて未管理浄化槽管理者に対する啓発が重要との共通認識ができたことを受けて、当協会において未管理浄化槽管理者用の啓発チラシを作成し、市町を通じて配布する予定であること。加えて県予算を活用し保守点検がなされている浄化槽管理者用の啓発チラシを当協会会員を通じて配布を依頼することとしているので、あわせて滋環協の支援をお願いしたい。」旨の説明をし、了承されました。



【理事会の様子】



浄化槽適正管理に関する検討ワーキンググループを開催しました

滋賀県内における浄化槽の適正管理に関する諸課題を整理し、その改善方策等を検討することを目的に、県、滋賀県浄化槽設置推進協議会、滋賀県環境整備事業協同組合、当協会を構成員とした「浄化槽適正管理に関する検討ワーキンググループ」を設置し、検討を進めています。

第1回会合は平成29年8月31日に開催し、未管理浄化槽の把握、啓発・指導等に関する多くの課題が出され、その解決に向けた関係機関の連携の必要性が共有できました。

また、第2回会合（平成29年12月19日開催）では、第1回会合で出された諸課題の具体的な改善方策について検討しました。

今後は、第3回会合を3月に開催し、来年度における本格的な対策協議会の設立に向けた協議を行う予定です。



第1回会合（H29.8.31）



【会合の様子】

第2回会合（H29.12.19）

「省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業」に関する説明会を開催しました

環境省では平成29年度から「省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）」を実施することとなり、その執行団体として一般社団法人全国浄化槽団体連合会が採択されました。

これを受けて、平成29年8月3日（木）に守山市のライズヴィル都賀山に於いて当協会会員に対する説明会を開催しました。

当日は、15名の出席があり、説明終了後には多くの質疑がありました。

平成30年度には本事業の対象施設が拡大されることになっており、これの積極的な活用が期待されます。



【説明会の様子】

浄化槽フェアを開催しました

平成 29 年 11 月 11 日 (土)、12 日 (日) の両日、滋賀県立大学湖風祭の会場で開催された、彦根市主催の「ひこねエコフェスタ 2017」においてブースをお借りし、彦根市浄化槽業者協議会と協力して浄化槽の普及啓発を目的に浄化槽フェアを開催しました。

本年度は、滋賀県水産試験場から水槽やホンモロコなど琵琶湖固有種の提供を受け、子供たちに人気を博しました。

初日はあいにくの時雨模様の寒い日でしたが、両日あわせて県内外から約 900 名の方々にご来場いただきました。

ひこねエコフェスタ 2017 協会出展ブースの様様



都道府県別汚水処理人口普及状況 (環境省HPより)

平成29年3月末現在の都道府県別汚水処理人口普及状況は以下のとおりです。(汚水処理人口普及率の高い順)

平成29年3月末現在

都道府県名	順位	汚水処理人口普及率	総人口 (千人)	汚水処理人口計 (千人)	下水道 (千人)	農業集落排水施設等 (千人)	合併処理浄化槽 (千人)	うち	うち	うち	コミュニティ・プラント (千人)
								浄化槽市町村整備事業 推進事業 (千人)	浄化槽設置整備 (千人)	左記以外 分 (千人)	
東京都	1	99.8%	13,570	13,540	13,508	2	28	4	8	15	2
兵庫県	2	98.7%	5,591	5,520	5,183	168	104	8	65	30	66
滋賀県	3	98.6%	1,418	1,399	1,267	93	39	0	14	25	0
神奈川県	4	97.9%	9,159	8,970	8,848	3	119	3	44	72	0
京都府	5	97.8%	2,563	2,507	2,412	44	50	11	25	14	0
長野県	6	97.6%	2,118	2,067	1,761	185	120	17	80	23	1
大阪府	7	97.4%	8,852	8,626	8,451	1	174	4	30	140	0
富山県	8	96.3%	1,072	1,033	903	92	34	1	20	13	3
北海道	9	95.2%	5,346	5,089	4,857	69	163	54	68	41	0
福井県	10	95.2%	792	753	623	92	38	3	27	8	0
石川県	11	93.6%	1,150	1,076	956	65	52	9	14	28	3
鳥取県	12	93.1%	572	532	398	100	34	5	14	15	0
岐阜県	13	91.6%	2,059	1,886	1,551	119	212	9	129	75	4
福岡県	14	91.5%	5,116	4,683	4,146	55	470	56	288	126	12
埼玉県	15	91.2%	7,346	6,703	5,896	96	709	24	192	494	1
山形県	16	91.2%	1,112	1,014	845	82	87	19	45	23	0
宮城県	17	90.6%	2,310	2,092	1,861	71	154	36	79	39	6
愛知県	18	89.8%	7,526	6,761	5,811	158	780	24	249	507	11
奈良県	19	88.8%	1,376	1,221	1,092	8	119	4	34	81	3
千葉県	20	87.5%	6,285	5,498	4,622	51	817	11	303	503	8
広島県	21	87.1%	2,849	2,482	2,096	56	316	13	150	153	14
新潟県	22	86.6%	2,289	1,982	1,693	167	122	16	45	61	0
山口県	23	86.2%	1,401	1,208	910	68	230	8	139	83	0
熊本県	24	86.1%	1,790	1,541	1,208	74	258	31	177	50	0
秋田県	25	86.1%	1,022	880	654	109	118	23	68	27	0
栃木県	26	85.5%	1,988	1,699	1,299	89	310	8	238	64	1
岡山県	27	85.2%	1,922	1,638	1,275	46	316	19	203	94	0
沖縄県	28	85.2%	1,462	1,245	1,044	67	134	13	5	116	0
宮崎県	29	84.8%	1,113	944	653	51	240	20	186	34	0
三重県	30	83.5%	1,836	1,533	964	101	465	19	229	217	3
茨城県	31	83.3%	2,952	2,460	1,809	162	480	12	200	268	10
佐賀県	32	82.0%	835	684	493	67	123	38	65	20	1
山梨県	33	81.3%	840	683	549	16	112	8	46	59	6
岩手県	34	79.8%	1,270	1,013	737	109	166	40	98	28	2
静岡県	35	79.6%	3,747	2,984	2,345	31	594	15	355	224	14
長崎県	36	79.5%	1,384	1,100	855	50	190	17	131	41	5
群馬県	37	79.3%	1,994	1,581	1,060	124	373	23	228	122	25
鹿児島県	38	79.0%	1,655	1,307	688	43	572	49	402	120	5
島根県	39	78.6%	693	545	325	109	106	29	46	31	4
青森県	40	78.1%	1,314	1,025	777	117	131	13	41	78	0
愛媛県	41	77.2%	1,400	1,081	741	43	294	25	165	104	3
高知県	42	76.2%	727	554	273	22	257	14	141	102	1
香川県	43	75.3%	994	748	439	17	292	15	228	49	1
大分県	44	74.9%	1,171	878	585	36	256	11	165	80	1
和歌山県	45	62.2%	981	610	259	47	303	14	180	109	0
徳島県	46	58.9%	760	448	135	21	284	14	159	111	8
福島県	—	81.8%	1,821	1,490	965	122	403	40	230	133	0
全 国	—	90.4%	127,540	115,314	99,824	3,518	11,747	848	6,048	4,851	225

- (注) 1. 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
 2. 平成28年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調整不能な市町村(相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)を除いた値を公表している。
 3. 福島県については、上記市町村以外でも東日本大震災に伴う避難の影響により人口が流動していることに留意する必要がある。

処理施設別汚水処理人口普及状況 (環境省、滋賀県HPより)

平成29年3月末現在の処理施設別の普及状況は以下のとおりです。

	滋 賀 県				全 国	
	平成29年3月末		平成28年3月末		平成29年3月末	平成28年3月末
	整備人口	普及率	整備人口	普及率	汚水処理人口	汚水処理人口
下 水 道	1,266,486人	89.3%	1,259,163人	88.8%	9,982万人	9,926万人
集落排水処理施設等	93,275人	6.6%	96,674人	6.8%	352万人	358万人
浄 化 槽	38,862人	2.7%	40,213人	2.8%	1,175万人	1,167万人
コミュニティ・プラント等	0人	0%	0人	0%	22万人	23万人
計	1,398,623人		1,396,050人		11,531万人	11,474万人
汚水処理人口普及率	98.6%		98.5%		90.4%	88.9%
総 人 口	1,418,248人		1,417,961人		12,754万人	12,766万人

市町別汚水処理人口普及状況 (滋賀県HPより)

平成29年3月末現在の各市町別汚水処理人口普及率は以下のとおりです。

(単位：%)

	汚水処理人口普及率			
		下 水 道	集 落 排 水 施 設	合併処理浄化槽等
大 津 市	99.0	98.3	—	0.6
彦 根 市	93.2	81.7	4.0	7.6
長 浜 市	100.0	78.9	20.7	0.4
近江八幡市	99.4	79.1	0.8	19.5
草 津 市	99.9	95.9	3.7	0.4
守 山 市	100.0	95.2	4.6	0.1
栗 東 市	99.0	98.6	0.3	0.1
甲 賀 市	95.5	77.3	11.2	6.9
野 洲 市	99.3	93.8	5.4	0.2
湖 南 市	98.8	97.3	—	1.5
高 島 市	99.7	84.4	12.7	2.6
東 近 江 市	98.9	76.1	22.0	0.8
米 原 市	100.0	89.8	9.8	0.3
日 野 町	99.2	76.8	21.2	1.2
竜 王 町	97.7	84.2	6.7	6.8
愛 荘 町	99.8	99.2	—	0.6
豊 郷 町	100.0	100.0	—	0.0
甲 良 町	99.9	99.9	—	—
多 賀 町	98.1	87.7	7.6	2.8
滋 賀 県 計	98.6	89.3	6.6	2.7

浄化槽設置届予備審査件数 (件数順)

平成29年12月末現在の市町別予備審査件数は以下のとおりです

(単位：件)

(単位：件)

市町名	申請種別		計	人槽別内訳		
	建	浄		10人以下	11~50人	51人以上
甲賀市	12	46	58	53	5	0
近江八幡市	33	15	48	40	6	2
彦根市	32	9	41	38	2	1
大津市	14	16	30	27	3	0
高島市	8	12	20	19	0	1
東近江市	7	4	11	7	1	3
竜王町	6	0	6	6	0	0
長浜市	2	2	4	4	0	0
米原市	3	1	4	2	1	1
草津市	1	1	2	2	0	0
湖南市	1	1	2	0	2	0

市町名	申請種別		計	人槽別内訳		
	建	浄		10人以下	11~50人	51人以上
野洲市	0	1	1	0	1	0
日野町	0	1	1	1	0	0
多賀町	0	1	1	1	0	0
守山市	0	0	0	0	0	0
栗東市	0	0	0	0	0	0
愛荘町	0	0	0	0	0	0
豊郷町	0	0	0	0	0	0
甲良町	0	0	0	0	0	0
合計	119	110	229	200	21	8
前年度同月の状況 (平成28年12月末)						
県合計	145	113	258	227	29	2

注) 申請種別欄 建：建築確認を伴うもの 浄：浄化槽法に基づくもの

3月2日、6日に指定採水員指定講習会を開催します

平成21年4月から実施しています10人槽以下の浄化槽を対象にした効率化方式による11条検査は、その一次検査業務を指定採水員が行うこととされています。

そこで、指定採水員の指定を受けていただくための講習会を下記のとおり開催します。

平成27年3月に受講していただいた方々は平成30年3月末で有効期限が満了となりますので、更新講習として本講習会を受講してください。

また、新たに指定採水員の指定を受けようとする方も本講習会を受講してください。

講習会開催案内は、各保守点検業者宛に送付しますので、同封の受講申込書により申し込んでください。

開催日程

開催日	会場
平成30年3月2日(金)	ライズヴィル都賀山 5階 ロータス 守山市浮気町 300-24
平成30年3月6日(火)	

(注) 講習時間は、いずれも14:00~16:00の予定です。

滋賀県知事指定検査機関

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

〒520-3015

栗東市安養寺7丁目1番25号

ウィンドワードビル3F

TEL 077-554-9271

554-9272 (検査直通)

FAX 077-554-9293

